

2020年11月9日

各 位

会 社 名 Nexus Bank 株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山口 慶一
コード・上場 4 7 6 4 ・ J A S D A Q
問 合 せ 先 専務取締役 正司 千晶
電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 9 - 5 3 0 0 (代表)

和解による損害賠償請求訴訟の解決及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、2017年8月29日付「当社元役員らに対する訴訟の提起に関するお知らせ」及び2017年9月29日付「当社元役員らに対する訴訟の提起および債権の取立遅延に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社元役員6名（以下、「当社元役員ら」といいます。）に対し2件の損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、2020年7月2日付「和解による損害賠償請求訴訟の一部解決及び特別利益の発生に関するお知らせ」に続き、本日、残り2名の当社元役員らとの間で裁判上の和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本和解に伴い、特別利益が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、2017年8月29日及び2017年9月29日に、当社元役員らが取締役としての善管注意義務に違反したものであるとして、「訴訟①支配権維持を目的とした違法な不公正発行に当たる第三者割当増資による新株式及び新株予約権の発行」及び「訴訟②当社の元代表取締役による会社経費の不適切な処理に起因する過年度遡及訂正」に関し、大阪地方裁判所に損害賠償請求訴訟をそれぞれ提起しておりました。

当社は、これまで当社元役員らに対し責任追及してまいりましたが、2020年7月2日に一部和解となりました当社元役員4名に続き、同裁判所より和解勧告を受け、訴訟の早期解決を図る観点から、残り2名の当社元役員ら（下記2.和解の相手方に記載の当社元役員2名）との間で、裁判上の和解をすることといたしました。

2. 和解の相手方の概要

当社元役員2名

- ・当社元代表取締役 星川 征仁
- ・当社元取締役 松田 元

3. 和解の内容の概要

相手方は、当社に対し和解金として総額 450 万円を支払い、当社は相手方に対するその余の請求を放棄する。

4. 特別利益の発生及び今後の見通し

本和解金については、2020 年 12 月期第 4 四半期の連結業績において特別利益として計上する見込みです。

なお、本和解成立により、当社における訴訟はすべて解決したことになります。

以 上